

市境界確認について(明石市)

明石市政策局企画・調整室 (TEL:078-918-5283)

※本市(隣接市町と連名)が交付する市(町)境界に係る確認書は、法務局における登記申請上の添付資料となるものであり、何ら権利関係を証明するものではありません。

1 確認事務の流れ

※市境界確認申請時には、申請地と隣接地の境界が確定している必要があります。

※提出図面等は返却しません。

- ① 申請する土地を管轄する法務局において、登記申請時に市(町)境界に係る確認書が必要か確認。
- ② **確認申請書類**の提出
 - ・下記2を参照、隣接市町においても必要な手続を進めること。
- ③ 現地立会
 - ・申請者又は代理人、明石市及び隣接市町の3者により立会する。
- ④ **市境界確認図**を3部提出
 - ・下記3を参照、A4版・縦・左綴じが可能となるよう折ること。
- ⑤ 確認書の交付
 - ・明石市及び隣接市町のそれぞれが、市(町)境界について決裁等手続完了後、両市(町)間にて取り交わし、1部を申請者に交付。

2 確認申請書類について

- ① 市境界確認申請書(押印不要)
 - ② 委任状(申請者本人が申請する場合は不要)
 - ・本人の意思を確認するため、委任者が個人においては自署、法人においては代表者印の押印及び印鑑証明書の添付をお願いします。
 - ③ 位置図
 - ・白地図等に申請地を黄色で示すこと。また、確認する市境界線を朱筆のこと。
 - ④ 公図(国土調査成果図・字限図等)
 - ・法務局備え付けの公図に、確認する市境界線を朱筆のこと。
 - ⑤ 地積測量図(存在しない場合は省略可)
 - ⑥ 実測平面図(原則A4又はA3サイズ)
 - ・縮尺は原則1/250とする。ただし、広大地の場合は任意の縮尺とするので、確認箇所が1枚に収まるようにすること。
 - ・確認する市境界線を朱筆のこと。辺長は、単位「m」、小数第2位止め(第3位切り捨て)で表示すること。
 - ・境界点、基準点、引照点の座標一覧(点名、座標、杭種)を表示すること。
 - ⑦ 断面図
 - ・実測平面図の朱線上の全点(端点及び屈曲点等)における断面図を記載すること。
 - ⑧ 登記事項証明書
 - ・申請地及び隣接するすべての土地の登記事項証明書を添付のこと。
 - ・3か月以内に交付されたもの。
 - ⑨ 境界確認書等(印鑑登録証明書付)
 - ・隣接するすべての土地所有者との境界確認書、官民境界協定書等を添付のこと。
 - ・原本と相違ないことを申請者又は代理人名義により証明すること(原本証明)。
- ※④～⑧については写して構わない。

3 市境界確認図について

■見出しを「〇〇市・明石市 市境界確認図」とすること。

※町との境界の場合は、「〇〇町・明石市 市町境界確認図」とすること。

■ 以下の内容を図面上に記載すること。

㊦ 位置図

㊧ 公図（合成図）

㊨ 実測平面図

㊩ 断面図

㊪ 方位

㊫ 座標値一覧

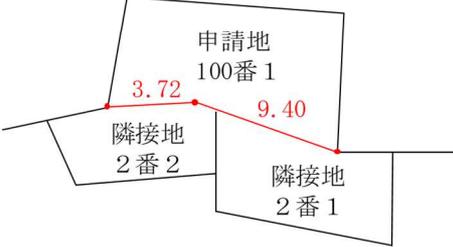
・実測平面図の朱線上の全点（端点及び屈曲点等）について記載すること。

・境界点が逸失した場合に備え、市境界以外の申請地、隣接地の境界点も表示のこと。

㊬ 作成日付、作成者の住所氏名

（〇〇市・明石市 市境界確認図 記載例）

〇〇市・明石市 市境界確認図

<p>位置図 </p> <p>（申請地を黄色で示すこと。また、立会にて確認を行った市境界を朱線で表示すること。）</p>	<p>実測平面図 </p> <p>（立会にて確認を行った市境界を朱線で表示し、朱線上の辺長を記載すること。）</p> 	<p>断面図</p> <p>（実測平面図の朱線上の全点における断面図を記載すること。）</p>
<p>公図（合成図） </p> <p>（立会にて確認を行った市境界を朱線で表示すること。）</p>	<p>座標値一覧</p> <p>（実測平面図の朱線上の全点及び市境界以外の申請地、隣接地の境界点について記載すること。）</p>	
<p>作成日付、作成者の住所氏名</p>		